mal 訪問看護ステーション　運営規程
（指定訪問看護）
（指定介護予防訪問看護）

（事業の目的）

第１条　この規程は、株式会社ながのホームケアコンサルティングが開設する mal 訪問看護ステーション（以下、「ステーション」という。）が行う指定訪問看護、及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は理学療法士等（以下、「従業者」という。）が、要介護または要支援の状態にある利用者に対し、利用者の意思及び人格を尊重した（介護予防）訪問看護サービスを提供することにより、利用者が住み慣れた地域や家庭において、個々の能力に応じて自立した日常生活を営み、また心身機能の維持･回復により利用者の療養生活の質が確保できるよう支援することを目的とする。

（指定訪問看護事業所の運営の方針）

第 2 条　ステーションの従業者は、知識や技術、人間性を磨き、要介護者の心身の状況や希望、置かれている環境に応じて必要とする訪問看護サービスの提供ができるよう務める。主治医と連絡をとり、利用者に必要な訪問看護サービスの提供を行う。また所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に務める。

（指定介護予防訪問看護事業の運営の方針）

第 3 条　ステーションの従業者は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自律した日常生活を営むことができるようにするため、介護予防訪問看護サービスを利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うことにより、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

2　介護予防訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の所在する市町村、介護予防支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

（事業の運営）

第 4 条　ステーションは、事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な（介護予防）訪問看護の提供を行う。

（事業所の名称等）

第 5 条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）名称　mal 訪問看護ステーション

（２）所在地　長野県長野市大字柳原 1983-2　1 階北号室

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第６条　ステーションにおける従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者：　保健師若しくは看護師　１名（看護職員と兼務）

管理者は従業者を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

（２）看護職員：　保健師、看護師

・常勤換算 2.5 名以上（内１名は常勤とする）

看護職員等は主治医の指示による（介護予防）訪問看護計画に基づき（介護予防）訪問看護サービスにあたる。

（３）その他の職員

・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：　実情に応じた適当数

看護業務の一環としてのリハビリテーションを実施する。

・事務職員：　実情に応じた適当数

ステーションの運営に必要な事務にあたる。

（営業日及び営業時間）

第７条　ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日まで（8 月 13 日から 8 月 15 日まで、12 月 29 日から 1 月 3 日までは休業）。

（２）営業時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

（３）サービス提供時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

（４）上記の営業日、サービス提供時間の他、電話により 24 時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行う。

（（介護予防）訪問看護サービスの提供方法）

第８条　（介護予防）訪問看護の提供体制は次の通りとする。

（１）従業者は、医師が交付した指示書に基づき、利用者の希望や心身の状況を踏まえて、療養上の目標を立て、当該目標を達成するための具体的な（介護予防）訪問看護サービスの内容等を記載した（介護予防）訪問看護計画書を作成しサービスを提供する。

（２）従業者は、（介護予防）訪問看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

（３）従業者は、（介護予防）訪問看護計画を作成した際には当該訪問看護計画を利用者に交付する。

（４）従業者は、それぞれの利用者について（介護予防）訪問看護計画に沿ったサービスの提供状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（（介護予防）訪問看護サービスの内容）

第９条　（介護予防）訪問看護サービスの内容は、次の通りとする

（１）病状、障がいの観察

（２）苦痛の緩和

（３）リハビリテーション
（４）入浴、清拭、洗髪等による清潔の保持
（５）食事、排泄等日常生活の世話
（６）床ずれの予防・処置
（７）ターミナルケア
（８）認知症ケア
（９）カテーテル等の管理
（10）療養生活、介護方法の相談、指導
（11）その他医師の指示による医療処置
（12）居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携調整

（(介護予防）訪問看護サービスの利用料金等）

第 10 条　（介護予防）訪問看護サービスを提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち各利用者の負担割合（１，２，３割負担）に応じた額の支払いを受けるものとする。

2　交通費　（消費税込み・往復分料金）

次条に定める通常の事業の実施地域以外には、１回の訪問について以下の交通費が発生する。

（１）通常の事業の実地地域の境界を超えて２ｋｍまで　200 円
（２）（１）を超えて１ｋｍ毎　50 円増
（３）上限　1000 円

3　死後の処置料　（消費税、ケアセット込み・処置開始時間を適応）

昼間	8:00～17:59	10,000 円
朝･夜	6:00～7:59 18:00～21:59	12,500 円
深夜	22:00～5:59	15,000 円

4　その他利用に応じて次の料金を徴収する。

(1) キャンセル料金

連絡があった場合	予定訪問時間の１時間以上前	キャンセル料金なし
	予定訪問時間の１時間未満	予定訪問単位数料金相当
連絡がなかった場合	月の１回目	1,000 円
	月の２回目以降	それぞれ 1,500 円

（介護予防）訪問看護サービスの提供にあたっては、事前に利用者又は家族に対して当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、同意する旨の署名を受けて行う。

（通常の事業の実施範囲）

第 11 条　長野市(戸隠、鬼無里、篠ノ井、松代、信州新町、大岡、信更、中条、七二会を除く)、須坂市（仁礼、米子を除く）、小布施町、中野市（柳沢、田上、岩井を除く）、飯綱町とする。

（衛生管理等）

第 12 条　ステーションは従業者の清潔の保持及び健康状態の把握を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理を行う。

2　ステーションは従業者、利用者の感染症の発生、蔓延防止のために必要な管理を行う。

（1）ステーションにおける感染症の予防および蔓延防止対策を検討する委員会を、概ね半年に1度以上開催（オンライン開催を含む）すると共に，その結果を従業者に周知徹底する。

（２）ステーションにおける感染症の予防および蔓延予防のための指針を整備する。

（３）ステーションにおいて，従業者に対し，感染症の予防および蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時における対応方法）

第 13 条　（介護予防）訪問看護サービスの提供中に、利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じた際は、従業者は速やかに以下の措置を行う。

（１）必要に応じた臨時応急の手当て

（２）主治医への連絡。指示による処置等

（３）家族、担当介護支援専門員への連絡

（４）管理者への報告等

2　事故発生時は、家族、主治医、介護支援専門員、行政等に連絡を取り迅速な対応を行う。また事故報告書を作成し、再発防止に努める。

（苦情処理）

第 14 条　ステーションは、提供した（介護予防）訪問看護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口を設置し、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に沿って対応する。

（個人情報の守秘義務）

第 15 条　従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を負う。

2　ステーションは従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する義務が有することを、従業者との雇用契約に記載する。

3　ステーションは、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合、予め利用者及びその家族の同意を文書により得る。

（虐待防止に関する事項）

第 16 条　ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発防止のため次の措置を講ずる。

（１）ステーションは、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に，その結果を従業者に対して周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針の整備

（３） 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施
（４） 利用者及びその家族からの相談体制の整備
（５） 虐待防止のために必要な措置を適切に実施するための担当者を置く
2　ステーションは、サービス提供中に当該ステーションや他のステーションの従業者又は養護者（利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報する。

（業務継続計画の策定等）
第 17 条　ステーションは、感染症や災害の発生時において利用者に対する指定訪問看護（及び指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため，及び非常時の態勢で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務策定計画に従い必要な措置を講ずる。
2　ステーションは、従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
3　ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しと必要時変更を行う。

（記録の整備、保存）
第 18 条　ステーションは、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備を行う。
2　ステーションは、利用者に対する（介護予防）訪問看護サービスに関する次の記録を整備し、（介護予防）訪問看護サービスの完結の日から 5 年間保存する。
（１） 主治医からの訪問看護指示書
（２） （介護予防）訪問看護計画書
（３） （介護予防）訪問看護報告書
（４） 提供した具体的なサービス内容の記録
（５） 市町村の通知に係る記録
（６） 苦情報告書
（７） 事故報告書
（８） 身体拘束に関する記録

（その他運営に関する留意事項）
第 19 条　ステーションは、従業者の質向上のための研修・研究の機会を設け、業務体制を整える。
（１） 採用時研修　最低 1 回、必要に応じて随時
（２） 継続研修　年 1 回以上
2　毎年 8 月 31 日の決算による、独立した収支決算書を作成する。
3　法人内に「訪問看護ステーション運営委員会」を設置し、円滑な運営に努める。

附則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する